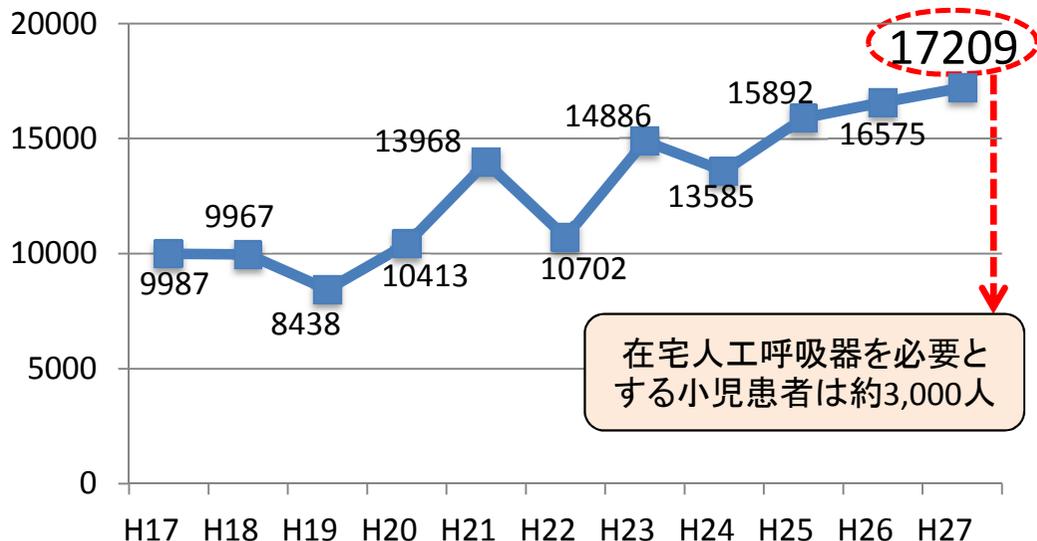


# 重症心身障害児に関する現状について

- 障害福祉サービス等において、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児が増加しており、医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と児童福祉法において、規定されたところ。
- また、障害児福祉計画基本指針において、障害児支援の提供体制の整備等が明示されている。

■ 医療的ケア児数※ (0～19歳)



在宅人工呼吸器を必要とする小児患者は約3,000人

【出典】平成28年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究」平成28年度 総括・分担研究報告書

## ■ 主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所の割合

### 【児童発達支援】

248か所(事業所全体の6.3%)

### 【放課後等デイサービス】

354か所(事業所全体の4.1%)

【出典】平成28年5月 国保連データ(重症心身障害児に対し支援を行う場合の単価を算定している事業所数を厚生労働省において集計)

※ 社会医療診療行為別調査よりデータを抽出し、在宅療養指導管理料のうち、0～19歳における、C101-2 在宅小児低血糖症患者指導管理料～C116 在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料の算定件数を合計

(C101-3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料、C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料(うち在宅自己連続携帯式腹膜灌流・頻回指導管理)、C102-2 在宅血液透析指導管理料(うち在宅血液透析頻回指導管理)、C 108-2 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料、C110-2 在宅振戦等刺激装置治療指導管理料 導入期 加算、C 110-3 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料 導入期加算 は除く。)

## 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(抜粋)

### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

項目	成果目標
五 障害児支援の提供体制の整備等	○ 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。